

議案第 7 号

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 3 月 1 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例（平成 21 年かすみがうら市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「新增設」を「新設又は増設（以下「新增設」という。）」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 この条例において「新設」とは、市内に事務所等を有しない企業が市内に事務所等を新たに建設して設置することをいい、「増設」とは、市内に既に事務所等を有する企業が事務所等の設置若しくは取得又は既存の事務所等の設備を拡張することをいう。

第 2 条に次の 1 項を加える。

8 この条例において「新規雇用従業員」とは、規則で定める者をいう。

第4条第1項中「3年度分の固定資産税」を「3年度分」に改め、同項ただし書を削る。

第4条第2項中「5年度分の固定資産税」を「5年度分」に改め、同項ただし書を削る。

第4条に次の1項を加える。

3 次条第2号に規定する申告に係る従業員数が5人未満（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者にあつては3人未満）の特例法人又は認定事業者は、前2項の規定による固定資産税の課税の免除を受けることができない。

第5条中「前条の規定」を「前条第1項又は第2項の規定の適用」に、「法人等」を「特例法人又は認定事業者（以下「特例法人等」という。）」に改め、同条第2号中「特例法人及び認定事業者（以下「特例法人等」という。）」を「特例法人等」に改め、同号中「及び」を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。